

② 令和元年第2回臨時会

(5月14日招集)

# 町議会会議録

益城町議会

## 令和元年第2回益城町議会臨時会目次

### ○5月14日（第1日）

出席議員	2
欠席議員	2
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	2
説明のため出席した者の職・氏名	2
開会・開議	3
町長挨拶	3
執行部（自己紹介）	3
臨時議長の紹介	5
日程第1 仮議席の指定	5
日程第2 議長の選挙	7
追加日程第1 会期の決定	9
追加日程第2 副議長の選挙	9
追加日程第3 議席の指定	11
追加日程第4 会議録署名議員の指名	11
追加日程第5 常任委員の選任	12
追加日程第6 議会運営委員の選任	12
追加日程第7 委員長、副委員長の互選の結果について	13
追加日程第8 益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会議員の選挙	13
追加日程第9 御船地区衛生施設組合議会議員の選挙	14
追加日程第10 上益城広域連合議会議員の選挙	14
追加日程第11 益城町議会広報編集特別委員会の設置に関する決議	15
追加日程第12 益城町議会広報編集特別委員会の委員長、副委員長の互選の結果について	16
追加日程第13 益城町議会災害復興特別委員会の設置に関する決議	16
追加日程第14 益城町議会災害復興特別委員会の委員長、副委員長の互選の結果について	17
追加日程第15 報告第3号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	17
追加日程第16 議案第53号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第5号 平成30年度益城町一般会計補正予算 (第5号)	20
追加日程第17 議案第54号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第6号 平成30年度益城町介護保険特別会計補正 予算(第3号)	29

追加日程第18	議案第55号	専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第7号 平成30年度益城町公共下水道特別会計補正 予算（第5号）	31
追加日程第19	議案第56号	専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第8号 平成30年度益城町農業集落排水事業特別 会計補正予算（第2号）	34
追加日程第20	議案第57号	専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第9号 益城町税条例等の一部を改正する条例の 制定について	35
追加日程第21	議案第58号	専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第10号 益城町国民健康保険税条例の一部を改正 する条例の制定について	37
追加日程第22	議案第59号	公有財産の取得について	38
追加日程第23	議案第60号	公有財産の取得について	39
追加日程第24	議案第61号	監査委員の選任同意について	40
追加日程第25	議員派遣の件		41
追加日程第26	閉会中の継続調査の件		41
閉会			42

5 月 14 日（火曜日）

令和元年5月第2回益城町議会臨時会会議録

1. 令和元年5月14日午前10時00分招集
2. 令和元年5月14日午前10時00分開会
3. 令和元年5月14日午後3時21分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程
  - 日程第1 仮議席の指定
  - 日程第2 議長の選挙
  - 追加日程第1 会期の決定
  - 追加日程第2 副議長の選挙
  - 追加日程第3 議席の指定
  - 追加日程第4 会議録署名議員の指名
  - 追加日程第5 常任委員の選任
  - 追加日程第6 議会運営委員の選任
  - 追加日程第7 委員長、副委員長の互選の結果について
  - 追加日程第8 益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会議員の選挙
  - 追加日程第9 御船地区衛生施設組合議会議員の選挙
  - 追加日程第10 上益城広域連合議会議員の選挙
  - 追加日程第11 益城町議会広報編集特別委員会の設置に関する決議
  - 追加日程第12 益城町議会広報編集特別委員会の委員長、副委員長の互選の結果について
  - 追加日程第13 益城町議会災害復興特別委員会の設置に関する決議
  - 追加日程第14 益城町議会災害復興特別委員会の委員長、副委員長の互選の結果について
  - 追加日程第15 報告第3号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について
  - 追加日程第16 議案第53号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて  
専決第5号 平成30年度益城町一般会計補正予算（第5号）
  - 追加日程第17 議案第54号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて  
専決第6号 平成30年度益城町介護保険特別会計補正予算（第3号）
  - 追加日程第18 議案第55号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて  
専決第7号 平成30年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第5号）
  - 追加日程第19 議案第56号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて  
専決第8号 平成30年度益城町農業集落排水事業特別会計補正

予算（第2号）

- 追加日程第20 議案第57号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて  
専決第9号 益城町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第21 議案第58号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて  
専決第10号 益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第22 議案第59号 公有財産の取得について
- 追加日程第23 議案第60号 公有財産の取得について
- 追加日程第24 議案第61号 監査委員の選任同意について
- 追加日程第25 議員派遣の件
- 追加日程第26 閉会中の継続調査の件

---

7. 出席議員（18名）

- |           |            |           |
|-----------|------------|-----------|
| 1番 木村正史君  | 2番 西山洋一君   | 3番 上村幸輝君  |
| 4番 下田利久雄君 | 5番 富田徳弘君   | 6番 松本昭一君  |
| 7番 吉村建文君  | 8番 甲斐康之君   | 9番 柴正敏君   |
| 10番 中川公則君 | 11番 野田祐士君  | 12番 宮崎金次君 |
| 13番 坂本貢君  | 14番 中村健二君  | 15番 渡辺誠男君 |
| 16番 荒牧昭博君 | 17番 坂田みはる君 | 18番 稲田忠則君 |

---

8. 欠席議員（0名）

---

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 西口博文

---

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- |           |        |         |       |
|-----------|--------|---------|-------|
| 町長        | 西村博則君  | 副町長     | 向井康彦君 |
| 教育長       | 酒井博範君  | 政策審議監   | 河野秀明君 |
| 土木審議監     | 持田浩君   | 危機管理監   | 今石佳太君 |
| 会計管理者     | 後藤奈保子君 | 総務課長    | 中桐智昭君 |
| 総務課審議員    | 田上勝志君  | 企画財政課長  | 山内裕文君 |
| 生活再建支援課長  | 姫野幸徳君  | 税務課長    | 深江健一君 |
| 住民保険課長    | 坂本祐二君  | こども未来課長 | 木下宗徳君 |
| 健康づくり推進課長 | 水上眞一君  | 福祉課長    | 塘田仁君  |

産業振興課長	福岡廣徳君	都市建設課長	村上康幸君
公営住宅課長	河内正明君	復旧事業課長	増田充浩君
復興整備課長	坂本忠一君	復興整備課審議員	米満博海君
危機管理課長	富永清徳君	学校教育課長	金原雅紀君
生涯学習課長	吉川博文君	水道課長	森本光博君
下水道課長	荒木栄一君	代表監査委員	戸塚誠司君

---

開会・開議 午前10時00分

○**議会事務局長（西口博文君）** 皆さん、おはようございます。議員の皆様方には御当選おめでとうございます。臨時議長が決まりますまで進行を務めさせていただきます、議会事務局長の西口です。よろしく願いいたします。着座にて進めさせていただきます。

それでは、まず最初に町長から御挨拶をお願いいたします。

西村町長、お願いします。

○**町長（西村博則君）** 皆さん、おはようございます。本日ここに、令和元年第2回益城町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。新しく選ばれました議員の皆様をお迎えしての臨時会の開会に当たり、謹んで御挨拶を申し上げます。

議員各位には、去る4月21日に執行されました益城町議会議員一般選挙におきまして、町民の厚い信頼と大きな期待を担われ、めでたく当選の栄に浴されましたことを心からお喜びを申し上げます。民意を代表し、民主主義の根幹を成す議会と執行機関とは、車の両輪に例えられますように、それぞれの立場から議論を尽くし、互いに尊重し合い、町の復興のためにも歩んでいかなければなりません。

震災から3年を経過しましたが、いまだに仮設住宅、みなし仮設住宅などで、約1,300世帯、3,200名の皆様が不自由な生活をされております。現在、生活再建を第一に、お一人お一人に寄り添いながら取り組んでいるところです。

その一方で、安心して生き生きと暮らせるまちづくり、活力と魅力あふれるまちづくり、多様な人が輝くまちづくりなど、町のにぎわいづくりも実現しなければなりません。10年後、20年後の益城町の将来を見据えたとき、皆様の任期のこの4年間は非常に大切な期間になります。町民の皆様、議会、そして執行部が復興に向けて心一つに取り組むことが重要であると考えております。今後も被災された方々の生活再建を第一に、対話を重ねながら、第6次益城町総合計画に掲げる、住み続けたい町、次世代に継承したい町の実現に向けて、着実に一步一步歩みを進めてまいりますので、議員各位におかれましては、格別の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○**議会事務局長（西口博文君）** 次に、町執行部の管理職の自己紹介を行います。なお、向井副町長は公務のため、午前中の会議に出席することができませんので御報告いたします。

それでは、執行部の職員は、自席から順次、職、氏名等、簡単に自己紹介をお願いします。

酒井教育長、お願いいたします。

- 教育長（酒井博範君） おはようございます。教育長の酒井です。よろしくお願いいたします。
- 学校教育課長（金原雅紀君） おはようございます。学校教育課長の金原です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 生涯学習課長（吉川博文君） おはようございます。生涯学習課長の吉川です。よろしくお願いいたします。
- 会計管理者（後藤奈保子君） おはようございます。会計管理者の後藤でございます。よろしくお願ひいたします。
- 生活再建支援課長（姫野幸徳君） おはようございます。生活再建支援課長の姫野です。よろしくお願ひいたします。
- 住民保険課長（坂本祐二君） おはようございます。住民保険課長の坂本です。よろしくお願いいたします。
- 子ども未来課長（木下宗徳君） おはようございます。子ども未来課長の木下です。よろしくお願いいたします。
- 福祉課長（塘田 仁君） おはようございます。福祉課長の塘田でございます。よろしくお願いいたします。
- 下水道課長（荒木栄一君） おはようございます。下水道課長の荒木です。よろしくお願いいたします。
- 水道課長（森本光博君） おはようございます。水道課長の森本です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 健康づくり推進課長（水上眞一君） おはようございます。健康づくり推進課長の水上でございます。よろしくお願いいたします。
- 税務課長（深江健一君） おはようございます。税務課長の深江でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 代表監査委員（戸塚誠司君） おはようございます。代表監査委員の戸塚でございます。よろしくお願いいたします。
- 政策審議監（河野秀明君） おはようございます。この4月1日付で熊本県から参りました、政策審議監の河野でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 土木審議監（持田 浩君） おはようございます。土木審議監の持田でございます。よろしくお願いいたします。
- 総務課長（中桐智昭君） おはようございます。総務課長の中桐でございます。よろしくお願いいたします。
- 企画財政課長（山内裕文君） おはようございます。企画財政課長の山内です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 危機管理監（今石佳太君） おはようございます。危機管理監の今石でございます。よろしくお願いいたします。
- 危機管理課長（富永清徳君） おはようございます。危機管理課長の富永です。どうぞよろしく



くお願いします。

○総務課審議員（田上勝志君） おはようございます。総務課審議員の田上でございます。よろしくをお願いいたします。

○復興整備課長（坂本忠一君） おはようございます。復興整備課長の坂本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○復興整備課審議員（米満博海君） おはようございます。復興整備課まちづくり推進室審議員、米満でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○公営住宅課長（河内正明君） おはようございます。公営住宅課長の河内です。どうぞよろしくお願いいたします。

○産業振興課長（福岡廣徳君） おはようございます。産業振興課長の福岡です。どうぞよろしくお願いいたします。

○都市建設課長（村上康幸君） おはようございます。都市建設課長の村上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○復旧事業課長（増田充浩君） おはようございます。復旧事業課長の増田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議会事務局長（西口博文君） 執行部の自己紹介が終わりました。

次に、臨時議長を御紹介します。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。年長の渡辺議員を御紹介します。渡辺議員、よろしくをお願いします。

○臨時議長（渡辺誠男君） 皆さん、おはようございます。ただいま御紹介をいただきました渡辺でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。議事が円滑に進みますよう、議員各位の御協力をよろしくお願いいたします。

開会前に、報道関係の方にお願いたします。議会が開会しましたら、テレビカメラ等は退室をお願いいたします。また、会議中にカメラ撮影を禁止いたします。

本会議場内の皆様をお願いします。携帯電話は電波を切るか、また、マナーモードでお願いいたします。

傍聴席の皆様をお願いします。傍聴人規則を守られますようお願いいたします。

それでは、本日の会議を始めます。

議員定数18名、出席議員18名です。令和元年第2回益城町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

お手元に配付しました臨時会議事日程に従い、会議を進めます。

---

## 日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（渡辺誠男君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席はただいま着席の議席とします。

事務職員が名札の紙をはがします。しばらくお待ちください。

次に、議員の自己紹介をお願いします。氏名、住所と簡単な自己紹介をお願いします。

1 番議席から順にお願いいたします。

○仮 1 番（木村正史君） 飯野校区、東無田出身の木村正史と申します。議会等ですね、初めてのことばかりで、分からずに御迷惑をおかけするかと思いますが、何とぞよろしくお願いいたします。

○仮 2 番（西山洋一君） 広安校区、馬水出身の西山でございます。議員になりまして、少しでも益城町がよくなるように、元気になるようにという思いでございます。よろしくお願いいたします。

○仮 3 番（上村幸輝君） おはようございます。福原校区選出の上村と申します。2 期目となりますが、しっかりと頑張っまいます。よろしくお願い致します。

○仮 4 番（下田利久雄君） 津森出身の下田です。2 期目です。やっと通っまいました。今後ともよろしくお願いしときます。

○仮 5 番（富田徳弘君） おはようございます。飯野校区選出、砥川の富田と申します。2 期目に入ります。1 期目の経験を生かし、よりよいまちづくりを目指して頑張っまいます。よろしくお願い致します。

○仮 6 番（松本昭一君） おはようございます。津森校区出身の松本昭一でございます。2 期目になります。ともに一生懸命頑張っまいませう。よろしくお願いいたします。

○仮 7 番（吉村建文君） おはようございます。公明党の吉村建文でございます。2 期目に入って、また、今後とも議会等でお世話になると思いますが、よろしくお願いいたします。

○仮 8 番（甲斐康之君） 安永 2 町内の甲斐康之です。日本共産党です。4 年間ブランクがあります。ちょっと充電しすぎたんで、お腹のぐあいがちょっと出てますけども、頑張っまいます。よろしくお願い致します。

○仮 9 番（榮 正敏君） 9 番榮です。私の一議席が生きるように頑張っまいます。よろしくお願い致します。

○仮 10 番（中川公則君） おはようございます。中川です。出身は木山の辻の城です。一生懸命町づくり頑張りますんで、よろしくお願い致します。

○仮 11 番（野田祐士君） おはようございます。木山の野田祐士です。今後ともよろしくお願いいたします。

○仮 12 番（宮崎金次君） おはようございます。安永の宮崎です。どうぞお手やわらかに、よろしくお願い致します。

○仮 13 番（坂本 貢君） 赤井の坂本と申します。今後ともよろしくお願いいたします。お世話になります。

○仮 14 番（坂田みはる君） おはようございます。広安校区惣領に在住しております坂田みはると申します。5 期目になります。皆様とともに益城町の復旧と復興をしっかりと見届けたいと思っまっています。どうぞよろしくお願いいたします。

○仮15番（中村健二君） おはようございます。益城町の離島、小峯から選出されました中村です。5期目です。よろしくお願いいたします。

○仮16番（稲田忠則君） おはようございます。広安校区広崎の稲田と申します。今回が6期目になります。執行部の皆さん方と、また、議員さんと一緒にですね、一生懸命頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○仮18番（荒牧昭博君） おはようございます。惣領2町内から来ております荒牧でございます。よろしくお願いいたします。

○仮17番（渡辺誠男君） 最後になりましたが、津森校区小谷の渡辺です。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（渡辺誠男君） 以上、議員の自己紹介が終わりました。

---

## 日程第2 議長の選挙

○臨時議長（渡辺誠男君） これより議長選挙を行います。執行部の皆様は一時退席をお願いします。

（執行部退席）

○臨時議長（渡辺誠男君） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めてください。

（議場閉鎖）

○臨時議長（渡辺誠男君） ただいまの出席議員数は18名です。

次に、立会人を指名いたします。

お諮りします。

益城町議会会議規則第30条第2項の規定により、立会人に1番木村正史議員及び9番榮正敏議員を指名いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○臨時議長（渡辺誠男君） 異議なしと認めます。

よって、立会人2名、1番木村正史議員、9番榮正敏議員を指名します。

投票用紙をお配りします。

（投票用紙の配付）

○臨時議長（渡辺誠男君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（なし）

○臨時議長（渡辺誠男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○臨時議長（渡辺誠男君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼に応じて投票を行います。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

○**議会事務局長（西口博文君）** もう記入のほうはよろしいでしょうか。読み上げてよろしいでしょうか。それでは、議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

1番木村正史議員、2番西山洋一議員、3番上村幸輝議員、4番下田利久雄議員、5番富田徳弘議員、6番松本昭一議員、7番吉村建文議員、8番甲斐康之議員、9番榮正敏議員、10番中川公則議員、11番野田祐士議員、12番宮崎金次議員、13番坂本貢議員、14番坂田みはる議員、15番中村健二議員、16番稲田忠則議員、18番荒牧昭博議員、17番渡辺誠男議員。

以上、点呼を終わります。

○**臨時議長（渡辺誠男君）** 投票漏れはありますか。

（なし）

○**臨時議長（渡辺誠男君）** 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1番木村正史議員、9番榮正敏議員、立会人をお願いします。

（開票）

○**臨時議長（渡辺誠男君）** それでは、開票の結果を報告します。

投票総数18票、有効投票18票、無効投票0票です。有効投票のうち、稲田忠則議員10票、宮崎金次議員7票、吉村建文議員1票、以上のおりです。この選挙の法定得票数は5票、したがって、稲田忠則議員が議長に当選されました。

議場の出入り口を開いてください。

（議場の閉鎖解除）

○**臨時議長（渡辺誠男君）** ただいま議長に当選されました稲田忠則議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。稲田忠則議員、御承諾をお願いします。

○**議長（稲田忠則君）** はい、承諾いたします。

○**臨時議長（渡辺誠男君）** 稲田忠則議員が議長当選の挨拶をいたします。議長が決定しましたので、臨時議長の職務は終了しました。議長を交代いたします。

議長当選承諾及び挨拶をお願いいたします。

○**議長（稲田忠則君）** おはようございます。議長就任に当たり、一言御挨拶申し上げます。

このたび議員選挙におきまして、議員各位の御支援をいただき当選させていただきましたことは、まことに身に余る光栄であり、心より感謝申し上げます。心より感謝申し上げます。心より感謝申し上げます。心より感謝申し上げます。

皆さんの期待に応えていけるかどうか不安でございますが、誠心誠意、最善の努力を尽くして、公正公平を無二として、円満で活発な議会運営を目指してまいりたいと存じております。どうぞ

よろしくお願ひ申し上げます。

また、議会は議員だけでなく、運営していかなければならないものでございますので、町長はじめ執行部の皆さん、御協力、御指導を賜りますようお願いいたします。

益城町は、熊本地震により、安らぎのある暮らしや美しいふるさとの姿が失われました。復旧復興に向け、解決しなければならない課題が山積している状況にあります。議会に対する町民の皆さんの期待も大きいものがあり、その責任も一段と重いものと認識しているところでございます。執行機関も議会、議員も、共通の幅広い正確な情報をもって、議会は町民のために審議をし、決定をしていかなければならないと思いますので、重ねて皆さんの御協力をお願い申し上げます。就任の挨拶といたします。ありがとうございます。

○臨時議長（渡辺誠男君） 議長が決定しましたので臨時議長の職務を終了します。

議長を交代いたします。御協力ありがとうございました。

稲田議長、議長席をお願いします。

---

#### 追加日程第1 会期の決定

○議長（稲田忠則君） それでは議長を交代いたします。

お諮りいたします。

会期の決定その他を日程に追加し、議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。

したがって、会期の決定その他を日程に追加し、議題にします。

追加日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定しました。

---

#### 追加日程第2 副議長の選挙

○議長（稲田忠則君） 追加日程第2、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めてください。

（議場閉鎖）

○議長（稲田忠則君） ただいまの出席議員は18名です。

次に立会人を指名いたします。

お諮りいたします。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に2番西山洋一議員、10番中川公則議員を指名したいと思います。

これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田忠則君) 異議なしと認めます。

よって、立会人2名、2番西山洋一議員、10番中川公則議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配付)

○議長(稲田忠則君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長(稲田忠則君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、事務局長の点呼に応じて投票をお願いいたします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

○議会事務局長(西口博文君) よろしいでしょうか。それでは、議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

1番木村正史議員、2番西山洋一議員、3番上村幸輝議員、4番下田利久雄議員、5番富田徳弘議員、6番松本昭一議員、7番吉村建文議員、8番甲斐康之議員、9番榮正敏議員、10番中川公則議員、11番野田祐士議員、12番宮崎金次議員、13番坂本貢議員、14番坂田みはる議員、15番中村健二議員、17番渡辺誠男議員、18番荒牧昭博議員、16番稲田忠則議長。

以上、点呼を終わります。

○議長(稲田忠則君) 投票漏れはありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

2番西山洋一議員、10番中川公則議員、立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(稲田忠則君) 開票の結果を報告いたします。

投票総数18票、有効投票18票、無効投票0票です。有効投票のうち、坂田みはる議員10票、坂本貢議員6票、吉村建文議員1票、中川公則議員1票、以上のとおりです。この選挙の法定得票数は5票です。したがって、坂田みはる議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場の閉鎖解除)

○議長(稲田忠則君) ただいま副議長に当選されました坂田みはる議員が議場におられます。会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をします。坂田みはる議員、御承諾をお願いします。

○副議長(坂田みはる君) はい、謹んで承諾いたします。

○議長(稲田忠則君) 坂田みはる議員が副議長当選の挨拶をいたします。

○副議長(坂田みはる君) ただいま御紹介をいただきました坂田みはるでございます。副議長就任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま、副議長選挙におきまして本町議会の副議長に選任されましたこと、大変光栄に存じるとともに、責任の重大さを痛感しているところでもございます。もとより浅学非才の身ではございますが、さらなる議会改革の推進と議会の活性化のため、また、町発展のために微力ながら精一杯に努める覚悟でございます。どうか今後とも皆様のさらなる御支援を賜りまして、しっかりと私自身、覚悟をもって頑張ってまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

大変簡単ではございますが、副議長就任の御挨拶とさせていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

---

### 追加日程第3 議席の指定

○議長(稲田忠則君) 追加日程第3、議席の指定を行います。

議席は会議規則第3条第2項の規定により議長が指名します。

議席番号と氏名を事務局長に朗読させます。事務局長。

○議会事務局長(西口博文君) それでは、議席番号と氏名を朗読します。

1番木村正史議員、2番西山洋一議員、3番上村幸輝議員、4番下田利久雄議員、5番富田徳弘議員、6番松本昭一議員、7番吉村建文議員、8番甲斐康之議員、9番榮正敏議員、10番中川公則議員、11番野田祐士議員、12番宮崎金次議員、13番坂本貢議員、14番中村健二議員、15番渡辺誠男議員、16番荒牧昭博議員、17番坂田みはる副議長、18番稲田忠則議長。

以上です。

○議長(稲田忠則君) 以上のおり議席を指定します。

ここで暫時休憩いたします。

---

休憩 午前10時52分

再開 午前11時00分

---

### 追加日程第4 会議録署名議員の指名

○議長(稲田忠則君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、1番木村正史議員、9番榮正敏議員を指名します。

---

#### 追加日程第5 常任委員の選任

○議長（稲田忠則君） 追加日程第5、常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第5条の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。

よって、常任委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで暫時休憩し、常任委員長、副委員長の互選を行います。それぞれの委員会室は、総務常任委員会は仮設庁舎第2応接室、福祉常任委員会は仮設庁舎2階会議室、建設経済常任委員会は議員控室で正副委員長の互選をお願いいたします。なお、委員の互選に関する進行は年長の委員が行うことになっておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは11時15分から再開いたしますので、よろしくをお願いいたします。

---

休憩 午前11時01分

再開 午前11時28分

---

#### 追加日程第6 議会運営委員の選任

○副議長（坂田みはる君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第6、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第5条の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。議会運営委員は、議員控室において委員長、副委員長の互選をお願いいたします。なお、委員長の互選に関する進行は年長の委員が行うことになっておりますので、よろしくをお願いいたします。11時35分から再開します。

---

休憩 午前11時28分

再開 午前11時32分



## 追加日程第7 委員長、副委員長の互選の結果について

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第7、委員長、副委員長の互選結果について、互選の結果を報告いたします。

総務常任委員会は、まだ決定しておりませんので、後でですね、報告をいたします。

福祉常任委員会。委員長、吉村建文議員、副委員長、中村健二議員。

建設経済常任委員会。委員長、榮正敏議員、副委員長、野田祐士議員。

議会運営委員会。委員長、坂田みはる議員、副委員長、渡辺誠男議員。

以上、報告を終わります。

---

## 追加日程第8 益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会議員の選挙

○議長（稲田忠則君） 追加日程第8、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いません。御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会議員に、15番渡辺誠男議員、16番荒牧昭博議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました15番渡辺誠男議員、16番荒牧昭博議員を益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました15番渡辺誠男、16番荒牧昭博議員が、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会議員に当選されました。

ただいま益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会議員に当選されました、15番渡辺誠男議員、16番荒牧昭博議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をします。御承知をお願いします。渡辺議員。

○15番（渡辺誠男君） 微力でございますが一生懸命頑張りますので、よろしくお願ひいたします。

○16番（荒牧昭博君） 承諾いたします。

○議長（稲田忠則君） ありがとうございます。

---

#### 追加日程第9 御船地区衛生施設組合議会議員の選挙

○議長（稲田忠則君） 追加日程第9、御船地区衛生施設組合議会議員の選挙を行います。  
お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いません。御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。御船地区衛生施設組合議員に、5番富田徳弘議員、13番坂本貢議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました5番富田徳弘議員、13番坂本貢議員を御船地区衛生施設組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました5番富田徳弘議員、13番坂本貢議員が、御船地区衛生施設組合議会議員に当選されました。

ただいま御船地区衛生施設組合議会議員に当選されました5番富田徳弘議員、13番坂本貢議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をします。御承諾をお願いします。

○5番（富田徳弘君） 承諾いたします。

○13番（坂本 貢君） 承諾いたします。

○議長（稲田忠則君） ありがとうございます。

---

#### 追加日程第10 上益城広域連合議会議員の選挙

○議長（稲田忠則君） 追加日程第10、上益城広域連合議会議員の選挙を行います。  
お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いません。御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田忠則君) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

上益城広域連合議会議員に、6番松本昭一議員及び11番野田祐士議員を指名します。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました6番松本昭一議員及び11番野田祐士議員を上益城広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田忠則君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました6番松本昭一議員及び11番野田祐士議員が上益城広域連合議会議員に当選されました。

ただいま上益城広域連合議会議員に当選されました6番松本昭一議員及び11番野田祐士議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をします。御承諾をお願いします。

○6番(松本昭一君) 承諾いたします。

○11番(野田祐士君) 承諾いたします。

○議長(稲田忠則君) ありがとうございます。

---

#### 追加日程第11 益城町議会広報編集特別委員会の設置に関する決議

○議長(稲田忠則君) 追加日程第11、益城町議会広報編集特別委員会の設置に関する決議を議題といたします。

お諮りします。

議会広報の発行については、6人の委員で構成する益城町議会広報編集特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続調査にすることにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田忠則君) 異議なしと認めます。したがって、6人の委員で構成する益城町議会広報編集特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査にすることに決定しました。

お諮りいたします。

益城町議会広報編集特別委員会の調査については、会議規則第43条第1項の規定により、令和3年4月29日までの2年間とすることにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田忠則君) 異議なしと認めます。したがって、益城町議会広報編集特別委員会の調査については、令和3年4月29日までとすることに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました益城町議会広報編集特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第5条の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思えます。これに異

議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田忠則君) 異議なしと認めます。したがって、益城町議会広報編集特別委員は配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。益城町議会広報編集特別委員会は、別室において委員長及び副委員長の互選をお願いします。なお、委員の互選に関する進行は年長の委員が行うことになっておりますので、よろしく願いいたします。11時45分から再開いたします。

---

休憩 午前11時40分

再開 午前11時43分

---

#### 追加日程第12 益城町議会広報編集特別委員会の委員長、副委員長の互選の結果について

○議長(稲田忠則君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第12、益城町議会広報編集特別委員会の委員長及び副委員長の互選の結果について報告します。

益城町議会広報編集特別委員会の委員長は、宮崎金次議員、副委員長は榮正敏議員です。

以上、報告を終わります。

---

#### 追加日程第13 益城町議会災害復興特別委員会の設置に関する決議

○議長(稲田忠則君) 追加日程第13、益城町議会災害復興特別委員会の設置に関する決議を議題とします。

お諮りします。

平成28年熊本地震による甚大な被害に対して、町執行部と緊密な連携のもと、全町挙げて復旧復興に取り組むため、全議員で構成する益城町議会災害復興特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続調査することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田忠則君) 異議なしと認めます。したがって、全議員で構成する益城町議会災害復興特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査にすることに決定しました。

お諮りいたします。

益城町議会災害復興特別委員会の調査については、会議規則第43条第1項の規定により、令和5年4月29日までの4年間とすることにしたと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田忠則君) 異議なしと認めます。したがって、益城町議会災害復興特別委員会の調査については、令和5年4月29日までとすることに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。議員の皆さんは、2階応接室にお集まりください。益城町議会災害復興特別委員会の委員長、副委員長の互選をお願いいたします。よろしく願いいたします。

---

休憩 午前11時45分

再開 午前11時47分

---

**追加日程第14 益城町議会災害復興特別委員会の委員長、副委員長の互選の結果について**

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第14、益城町議会災害復興特別委員会の委員長及び副委員長の互選の結果について報告いたします。

益城町議会災害復興特別委員会委員長に、松本昭一議員、副委員長に甲斐康之議員です。

以上、報告を終わります。

午前中はこれで終わります。午後の会議は1時30分から開くことにしまして、執行部の入場を認めます。

---

休憩 午前11時48分

再開 午後1時30分

---

○議長（稲田忠則君） 午前中に引き続き会議を開きます。

なお、追加日程に入ります前に、向井副町長が午後から出席されましたので、自己紹介をお願いいたします。

○副町長（向井康彦君） 皆さん、こんにちは。副町長を仰せつかっております向井でございます。引き続きよろしくお願い申し上げます。

---

**追加日程第15 報告第3号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について**

○議長（稲田忠則君） 追加日程第15、報告第3号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 本日報告及び提案します案件は、専決処分の報告について1件、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて6件、公有財産の取得について2件、監査委員の選任同意について1件でございます。よろしくお願いいたします。

報告第3号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について御説明申し上げます。

まず、専決第4号でございます。

本件は、農道に生じた陥没による車両損傷事故に対する損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

相手方の申し出を受け調査しました結果、過失割合は町50%、相手方50%で認定がありました

ので、修理費1万7,830円のうち、8,915円を損害賠償として支払うことで和解することといたしました。なお、損害賠償金8,915円につきましては、保険会社から直接相手方への支払いとなります。

続きまして、専決第11号でございます。本件は町道に生じた陥没による車両損傷事故に対する損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

相手方の申し出を受け調査しました結果、過失割合は、町50%、相手方50%で認定がありましたので、修理費1万2,798円のうち、6,399円を損害賠償として支払うことで和解することといたしました。なお、損害賠償金6,399円につきましては、保険会社から直接相手方への支払いとなります。

以上が報告第3号となります。

○議長（稲田忠則君） 報告第3号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番野田祐士議員。

○11番（野田祐士君） 済いません。11番野田です。

初めてこういうのを見たものですから、ちょっと教えてください。

これは2件、道路の損傷による車両の破損ということになりますけれども、今までにこのような事例がどれぐらいあったのか。それと、地震による影響等もだいぶありますけれども、今後、そのようなものが出た場合は、全てこういう形で示談をやっていくのかということについてお尋ねしたいのですけれども。

それと、先ほど西村町長が言われました割合について、50%、50%というのは、どこがそのように決められたのか。保険会社なのか、普通の事故みたいな形なのかということのをちょっと済いませんけれども、初めての私が知ってる事例なので、教えていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（稲田忠則君） 中桐総務課長。

○総務課長（中桐智昭君） 総務課長の中桐でございます。11番野田議員の御質問のほうにお答えさせていただきたいというふうに思います。

まず、この事例につきましてと言うか、今回の報告につきましては、昨年の6月議会におきまして、町長の専決処分事項、指定に関する条例というのが制定されました。これはですね、地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして、早急に対処する案件がある場合で、軽微なものにつきましては、町長の専決処分として値するというので、議会のほうで条例を制定していただくところでございます。

この条例の中では、町営住宅の訴訟関係と今回みたいな町の義務に属する損害賠償関係の和解関係については、1件50万以下については、町長の専決処分として議会のほうで認めて、専決ということで先行的に認めていただくという形でございます。

割合につきましてはですね、これは総合賠償保険と言いまして、国の全国市町村会のほうに、

こちらのほうから一応案件のほうを照会いたしまして、向こうのほうの弁護士あるいは保険会社等がその割合を決めるという形でございます。町がそれを最適にやっているというわけじゃございません。

案件につきましてはですね、6月以降、毎回出てるような状況でございます。はい、町道関係、農道関係につきましてはですね。今後、町の義務に依存するので、損害が出てきた場合はこういう形で損害賠償のほうは発生するという形でございます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） 1回目の御質問、御回答ありがとうございました。

普通に今私も道路を走ってパンクしたりとかですね、する可能性も十分あってですね、いろんなケースが出てくると思うんですけども、今後、このような形でやっていくのであればですね、だいぶん増えてくるというふうな心配をちょっとしているんですけども、その辺の何と言いますか、確認と言いますかですね、本当にそういう事故等ですね、詳細な部分をどのように今から認定していくのかとかいう部分については、この180条第1項の中にはもちろん載ってないと思うんですけども。今後の見通しとして、多分パンクから、例えば普通に、何ですか。少し穴がほげてたところに、ちょっと足をかかってけがをしてしまったという事例が出てきはせんかなと心配しているところなんですけども、今後どのように対応していかれるかについては、決められてるのかだけをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 村上都市建設課長。

○都市建設課長（村上康幸君） 都市建設課長の村上です。11番野田議員の御質問にお答えします。

町道のホットポール、穴ぼこ等につきましては、随時確認を行いながら、町のほうでもレミファルトと言いまして、袋に入ったアスファルトがありますので、それで随時穴埋め等は職員でできるものは行っており、それ以外につきましては、先日も杉堂の区長さんのほうが10袋ほど、レミファルトを持って行かれて、地元のほうで修理を行うということで、各地区で対応していただいているところもございますので、今後とも事故のないように、できるだけ安全・安心な道路をつくっていくように検証をしていきたいと思います。

以上です。

○11番（野田祐士君） 終わりですか。

○議長（稲田忠則君） いや、もう1回、よかですよ。今の。

○11番（野田祐士君） 回答はもう終わりですか。じゃあ、いいです。

○議長（稲田忠則君） よございますか。はい。

ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

報告第3号「損害賠償の額の決定に係る専決処分報告について」を終わります。

---

追加日程第16 議案第53号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第5号 平成30年度益城町一般会計補正予算（第5号）

○議長（稲田忠則君） 追加日程第16、議案第53号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第5号平成30年度益城町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第53号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分した次の事件について同条第3項の規定により、別紙のとおり報告し、承認を求めます。

専決第5号、平成30年度益城町一般会計補正予算（第5号）は、第1条が歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ3億3,944万6,000円を減額し、総額を524億7,830万9,000円とする。

第2条に繰越明許費の追加、第3条に債務負担行為の補正、第4条に地方債の補正を行い、専決処分をしています。

内容につきましては、企画財政課長に説明させますのでよろしくお願いたします。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 企画財政課の山内です。議案第53号、専決第5号、平成30年度益城町一般会計補正予算（第5号）について説明をさせていただきます。

最初の1ページをあけていただきたいと思います。

平成30年度益城町一般会計補正予算（第5号）になります。

第1条で歳入歳出予算の補正、歳入歳出それぞれ3億3,944万6,000円を減額いたしまして、歳入、歳出それぞれ524億7,830万9,000円としております。

第2条が繰越明許費の補正、それから、第3条で債務負担行為の補正、第4条で地方債の補正を3月29日付で専決処分をしております。

6ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正になります。追加で、34の事業につきまして、追加をさせていただいております。2款の総務管理費ですが、被災民間賃貸住宅の補助金2,538万1,000円で、5件完了ができませんでしたので、繰り越しをしております。

3款民生費の児童福祉費です。放課後児童クラブ建設費で飯野小学校分の児童クラブになっております。2,883万8,000円を繰り越し、3項の災害救助費で、住宅の応急修理費57万6,000円。それから、6款の農業費のほうで、担い手確保・経営強化支援事業、これが480万円ぐらい。それから、農業農村整備推進交付金が3,170万円ということで、合わせまして、3,654万円を繰り越しをしております。農業農村整備推進事業につきましては、揚水ポンプの更新、土地改良系の補助金となっております。

7款の商工費です。プレミアム付商品券の交付事業で、こちらのほうが290万円程度。布田川断層の谷川地区の駐車場整備事業が600万円程度、合わせて897万2,000円。



8 款の土木費の 4 項の都市計画費では、用途地域の見直し・都市計画マスタープランの改修事業が 2,300 万程度。それから、潮井自然公園の整備事業、進入路、駐車場関係の舗装の事業になっておりますが、これが 3,000 万。街路事業が 1 億 2,000 万円程度。それから、都市防災総合推進事業が 9 億円程度。小規模住宅改良事業が 4 億 1,200 万円程度で、合計しまして 14 億 8,556 万 8,000 円となっております。

同じく 8 款の 5 項の住宅費です。惣領団地原状復旧事業が 1,600 万円程度。災害公営住宅の整備事業が 38 億 5,500 万円程度の、合わせまして 38 億 7,123 万 5,000 円の繰り越しです。

9 款教育費になっていますが、消防費ですね。訂正させていただきたいと思います。消防費です。消防団詰所の事業のほうは 1,030 万円。

それから、10 款の教育費 2 項の小学校費です。小学校施設整備事業で学校施設の長寿命化の計画策定事業というのが 320 万程度。津森小学校のブロック塀の撤去、新設等に 550 万。合わせて 870 万 8,000 円。

それから、10 款の中学校費です。中学校施設整備事業で益城中学校のエレベーター設置になります。3,660 万円。それから、教育費の社会教育費。地域コミュニティ施設再建支援事業が 1,900 万円。地区公民館の再建事業が木崎公民館分で 890 万円。津森公民館下水道整備事業が 150 万円。馬水集会所コンクリートブロック塀の撤去新設が 150 万円。四賢婦人記念館の整備事業、これ解体と看板の設置等になりますが 510 万円。文化財保護対策費が布田川断層の仮保存等になります。7,040 万円程度。合わせて 1 億 695 万 1,000 円の繰り越しです。

次に、11 款の災害復旧費、1 項の農業施設費の災害復旧費で、農業用施設災害復旧費、農道、水路等の事業費になりますが、8 億 305 万円。それから、2 項の土木施設の災害復旧費、道路橋梁費の災害復旧に 19 億 6,800 万円。橋梁の県への委託の事業も含まれております。河川災害復旧事業が 1 億 2,200 万円程度。公園災害復旧が総合体育館の費用になりますが、4 億 5,900 万円。がけ地災害復旧が 4,580 万円。被災宅地災害復旧事業、宅地耐震化推進事業になりますが、72 億 3,900 万円程度。合計の 98 億 3,550 万 1,000 円。

次に、4 項の文教施設災害復旧費で、小中学校の災害復旧事業、益城中学校の費用になります。44 億 8,600 万円。学校給食センターの災害復旧事業、これは給食センターの解体の費用になります。3,900 万円。社会教育施設災害復旧事業、交流情報センター、馬水集会所の事業費で、4 億 5,700 万円程度。合計の 49 億 8,243 万 5,000 円。

5 項のその他公共施設災害復旧事業で、新庁舎建設基本実施設計業務の分で、1 億 330 万円程度。消防団詰所の災害復旧事業が 3,080 万円程度で、合わせて 1 億 3,420 万 7,000 円となっております。

合計の全事業 34 事業で、213 億 7,000 万円程度をですね、繰越明許費として追加をさせていただいております。繰り越しの理由としましては、関係機関との調整に不測の日数を要したとか、事業規模が大きく工期が年度を超えてしまうもの。不調不落により、契約が遅れたものなどにより、繰り越しをしているというところです。

続きまして、8 ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正です。1、追加をしております。災害公営住宅の購入費、期間としては、平成31年度、113億9,898万4,000円。平成30年度歳入歳出予算のほうを承認をいただきまして、6団地、安永、馬水、広崎第2、第3、木山下辻、市ノ後の工事のほうを148億1,000万程度で契約締結をして、今進めているところではありますが、30年度に国の予算のほうは、その148億のうち一部にしかつきませんでしたので、国の予算がつかなかったものについて、113億9,898万4,000円を債務負担行為で補正で追加をさせていただいたというところです。

この予算の限度額につきましては、31年度の歳入歳出予算のほうには計上しておりませんので、次の6月定例町議会のほうに補正予算として計上させていただく予定にしております。

続きまして9ページです。

第4表ですね、地方債補正です。2の変更というふうにしております。役場庁舎災害復旧事業債で、2億1,170万円から1億7,800万円のほうに、3,370万円の減額をしております。役場庁舎用地の地盤改良の調査委託の分について歳出予算で減額をしておりますので、それに合わせて地方債のほうも減額をしているというところです。

次に、12ページをお願いいたします。

12ページからが、歳入歳出予算の、一応12ページからが歳入のほうになります。歳入歳出予算につきましては、決算を見据えたところでの収入であれば、増減、増額、減額。それから、歳出のほうであれば、不用額等の減額が主なものというふうになっております。

歳入、12ページの2款の地方譲与税、それから3款の利子割交付金、13ページの4款の配当割交付金、それから5款の株式譲渡所得割交付金、6款の地方消費税交付金、それから7款のゴルフ場利用税交付金。14ページのほうの8款の自動車取得税交付金、それから10款の国有提供施設等所在市町村交付金、それから12款の地方交付税、それから13款の交通安全対策特別交付金。これにつきましては、国、県のほうから、譲与税交付金として交付されたもので、額の確定に基づき、増額及び減額のほうをさせていただいております。

14ページの地方交付税のほうでは、特別交付税を1億3,128万7,000円増額しまして、特別交付税の額の決定としましては、15億4,250万3,000円、平成30年度では交付をいただいているというような状況です。

15ページの14款、分担金負担金。それから、15款の使用料、手数料につきましては、説明欄に記載してあるとおりの項目につきましては、決算を見据えて増額、減額をさせていただいております。

次に、16ページの16款国庫支出金です。国庫支出金のほうも決算を見ての増額、減額になっておりますが、2項の国庫補助金、6目の商工費国庫補助金です。293万8,000円の増額をしております。プレミアム付商品券の補助金ということで、消費税の10%への増税対策として国のほうで、商品券のほうを発行していくというような事業が進められています。益城町のほうでも取り組み部分としておりますので、その事務費として293万8,000円を今回専決処分をさせてもらっております。

その下の住宅費補助金につきましては、359万3,000円につきましては、災害公営住宅の低廉化補

助金になっております。

次が17ページから、17款県支出金になります。県支出金の民生費の県負担金につきましては、災害弔慰金の県負担金、それから、児童手当関係を減額、増額をさせてもらっております。それから、17ページの下の方の県の補助金、総務費2億9,283万円の減額ですけど、熊本地震復興基金の交付金、県の事業になりますけれども、交付金の確定につきまして、減額をさせてもらっているところなんです。

次が2項の民生費の県の補助金351万5,000円の減額は高齢者の住宅改造とか子ども・子育て交付金等の減額をしております。

18ページをお願いいたします。

5項の農林水産業費、県補助金につきましても、1,592万6,000円の減額で、農業次世代人材投資事業の補助金等の減額、それから、18款の財産収入につきましては、利子配当金として、財政調整基金等の利子についての減額、それから増額をしております。それから、財産収入は物品の売払収入ということで、町有林の間伐材の売払収入を54万7,000円の増額。寄附金のほうは一般寄附金、企業等からの寄附金の確定により、1,852万7,000円の増額。それから、ふるさと納税のほうが1,063万9,000円の増額で、ふるさと納税のほうにつきましては、7,363万9,000円の平成30年度の確定となっております。

20款の繰入金につきましては、財政調整用基金、それから公共施設整備基金、熊本地震の復興基金の繰入金について減額をしております。

20ページです。諸収入、雑入で、自動販売機とかですね、熊本県の市町村振興協会市町村交付金、宝くじ関係の交付金になりますけれども、930万円の増額をしております。詳細につきましては、先ほど、第4表ですかね、のほうで説明した内容と同じという形になります。

21ページからが歳出予算になります。決算を見据えて、ほとんど減額という形になっております。一部、プレミアム付商品券の分だけ増額の補正ということになっております。

2、3款の民生費の4項の老人福祉費、2,820万3,000円につきましては、敬老祝い金とかタクシーの交付金事業、老人保護措置費等の減額。

それから、22ページのほうでは、民生費の2項の1目児童福祉総務費297万2,000円では、放課後健全育成事業委託料等の減額。それから、災害救助費、23ページです。のほうは、災害弔慰金の500万円の減額をしております。

それから、衛生費で1目の保健衛生総務費では300万円、非常勤職員さんの分と不妊治療助成を減額。それから、予防費のほうは1,900万円で、予防接種委託料関係を減額と健康増進事業では1,000万円の減額で、ましき検診等の検診等の委託料を減額してます。

24ページ、6款の農林水産業費です。農業費で、農業委員会費につきましては、旅費関係を減額。農業総務費のほうは修繕料、農業振興費については、2,487万1,000円で、消耗品関係、それから19節のほうで、農業次世代人材投資事業補助金の1,650万円の減額。それから、有害鳥獣防止対策事業の補助金、経営体育成関係の補助金のほうもですね、減額としてます。

26ページのほうが農業費の農地費です。256万9,000円の減額で、農業保全型直接支払交付金等

の減額。8目の地域農政総合推進事業費111万円を減額で、農業経営の規模拡大推進事業の助成金のほうを減額しています。

それから、27ページでは、林業費のほうでは、林業振興費296万円の減額で、林政業務委託料について減額というところです。

27ページの一番下、商工費です。商工業振興費293万8,000円の増額で、歳出予算では、ここだけが増額となっております。国の消費税対策に対する事業の分の事務費の分として、事業費のほうで消耗品、それから印刷製本費、委託料で商品券のシステム導入委託料のほうを計上しているところです。

それから、28ページの下のほうで、教育費の小学校費の学校管理費1,100万円の減額で、小学校施設の長寿命化計画策定業務の委託料、それから工事請負費、津森小学校の下水道引き込み工事800万円を減額しております。津森小学校の下水道引き込み工事につきましては、設計したところ、800万では予算が足りないというところで、31年度で新たにですね、計上させていただく予定にしております。

次が29ページ、中学校費で学校管理費950万円。中学校施設の設計管理委託料、それから、木山中学校の整備費300万円。木山中学校の施設整備については、駐輪場の整備代、入札残による減額をしています。

次は、幼稚園費のほうは、スクールバスの運転委託180万円の減額で、こちらについては委託料から報酬のほうに組みかえておりますので、委託料のほうが不要ということで減額になっております。

30ページです。保健体育総務費です。370万2,000円の減額で、こちらは賞品関係の報償費とか旅費、それから19節のほうでは、県民体育祭、郡民体育祭の出場助成金とか、全国大会の助成金等の減額をしています。体育施設のほうが、330万5,000円の減額で、光熱水費、福田グラウンドの防球ネットのかさ上げ工事費を減額をしているところです。

次が、31ページの下からが災害普及事業で、道路橋梁の災害復旧費550万円は、私道復旧事業の補助金550万円の減額で、これは県の復興基金事業になっております。宅地復旧費の1億2,118万円については、普通旅費と住居施設のほうで、32ページのほうの19節のほうで、被災宅地復旧支援事業補助金1億2,000万円、こちらのほうも復興基金の事業となっております。

7目の共同墓地復旧費2,350万円の減額で、こちらのほうも基金事業です。地盤改良の補助金1,330万円、こちらについても復興基金の事業で、こちらは、町にいただいた創意工夫分の事業となっております。雑種地災害復旧費780万円の減額。こちらのほうも復興基金事業で、創意工夫分のほうの事業となります。

33ページです。その他公共施設の災害復旧費です。3,375万6,000円の減額ですけど、役場庁舎用地の地盤調査委託料ということで、地盤調査のみ400万程度使っております、残りを減額してあるというところです。役場庁舎の建設位置が正確にまだ決まっていないということで、調査ができないということで、減額をしてあります。

一番最後は予備費のほうを減額しております。

以上が議案第53号になります。

○議長（稲田忠則君） 議案第53号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番宮崎金次議員。

○12番（宮崎金次君） こんにちは。12番宮崎でございます。私は議案第53号、専決第5号、平成30年度益城町一般会計補正予算（5号）について、3点ほど質問をさせていただきます。

まず、ただいま企画財政課長からですね、やや詳しく御説明があったんですけども、3点、次のことを質問をさせていただきます。

まず一つは、今回の5次補正の目的、特に、その改正の狙いとする点について要約をして教えていただきたいと思えます。

ほかに2番目は、この第2表ですね、から繰越明許費の補正がなされておりますけれども、今年度に繰り越される額、これは、先ほど御説明がありましたように、約213億円でございますが、平成30年度の歳入、歳出の総額が、524億円とするならば、その4割が年度中に執行できず、次の年度に繰り越されたら、こういうことかということか。それから、この繰り越された経費は、当然31年度の予算の中には入れられないと思えますので、この二つについてですね、確認をとりたいたと思えます。

まず、40%が繰り越されたということと、それから、31年度の益城町一般会計予算の中には、この213億円は入ってこない。これについて教えていただきたいと思えます。

それから、3点目はですね、ページ6 ページの第2表、繰越明許費の補正について。るる説明していただいたんですが、この表だけでは、どの事業がどのような理由で繰り越されたのか、余りよくわかりません。もう少し事業別に、どういう事情で、何で繰り越さなきゃいかんようになったのか。これの説明をしていただければありがたいと思うんですが、よろしくをお願いします。

以上、3点よろしくをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 企画財政課の山内です。12番宮崎議員の1回目の質問に答えさせていただきます。

今回の補正の目的がお一つ。それから、繰越明許費について、4割程度が繰り越されたのかというところの確認と平成31年度の予算との関係と第2表の事業別の説明につきましては、それぞれの担当課のほうから説明をですね、するようにしたいというふうに思えます。

今回の補正の目的としましては、例年、大体おんなじような補正にはなっております。専決処分、3月末のほうに専決処分、補正予算をさせていただいているというところなんです。

一番の目的としましては、第2表にあります繰越明許費です。どうしても、平成30年度中には事業が完了しなかったもの等につきまして、繰り越す必要がありますので、そのためには繰越明許費としての予算として議会の承認をいただく必要があります。この額を確定させるのにですね、どうしても、年度末ごろに時期的になってしまうというところで、例年、益城町のほうとしては、専決処分、対応させていただいているというところなんです。これが一番の目的になります。

あと、今回は、災害公営住宅のほうで、国の予算がつかなかったということで、債務負担行為の補正を追加させていただくということ、それから、歳入歳出予算につきましては、国の予算のほうでついた消費税対策、プレミアム付商品券について増額をする必要があるのですが、それについても増額をさせていただいているというところです。

その他の歳入歳出予算につきましては、もう決算を見据えた今回専決処分をするので、ついでにですね、一緒にさせてもらったというような状況にあるかというふうに思います。

次に、繰越明許費につきましては、4割程度が繰り越すのかということですので、当然、今回213億円ぐらいの繰り越し予算になっております。予算規模が今回の補正で524億円ですかね、なっておりますので、ちょうど4割程度を繰り越すこととなります。

平成31年度の当初予算におきましては、当然この予算は入ってきませんので、繰越明許費の予算として別に扱うこととなります。この繰越明許費で今回御承認いただけた場合には、5月30日、5月末日付で調整したものの、繰越計算書を作成しまして、次の議会、6月議会になると思いますけども、のほうに、繰越計算書というのを財源の内訳がわかるものについて、御報告をですね、させていただくというふうな段取りになっております。ということですので、6月議会のほうで、再度この繰越明許費の予算に係る繰り越した予算額と財源内訳のほうを再度お出しするという形になるかと思っております。

次に、事業ごとの説明につきましては、第2表の一番上、これ企画財政課の担当になりますので、2款の総務管理費ですね、被災民間賃貸住宅復旧事業の補助金で、被災された方がアパート等を建設された場合に、1戸当たり100万円を上限に補助金を出すというふうになりますけれども、この補助金につきましては、30年度中には28件の申請があつておまして、5件だけですね、完了ができておりません。28件中23件につきましては終わっておりますので、その残りの5件について、まだアパートが完了しないということで、2,538万1,000円の繰り越しをさせていただいているというところです。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員がですね、3点目のこの明許繰り越しの事業についてですね、詳しくちょうことで、今先ほど言われましてですね、今、企画財政のほうからは総務管理費につきましてはですね、今説明がございました。ほかがですね、たくさんございますので、これにつきましては、どの事業をですね、こう説明していただきたいのか。

宮崎議員、どうぞ。

○12番（宮崎金次君） じゃ、2回目でもいいですか。

○議長（稲田忠則君） はい、2回目です。

○12番（宮崎金次君） 2回目の質問として。今、企画財政課長から御説明がありましたようにですね、まず1点目についてはですね、今回5次補正の改正の目的なり、その内容、狙いとするところ、これはよくわかりました。要は、30年度の決算に備えて、年度末に若干の増減があるのと、何よりも今年はやっぱり繰越明許のところをですね、議会の議決をもらおうと、これが大体一番大きいあれだろうとは思っています。そういうことで、よくわかりました。

それから、2番目につきましてもですね、大体4割はですね、繰り越されると。なかなかですね、皆さん頑張ってるけども、どうしてもやっぱりですね、復旧復興4割程度は、次年度に繰り越されると。その4割程度がどういう状況になってるのかというのを知りたいんですが、一挙にここで時間をかけて説明されるのもなかなか大変だと思いますので、6月議会には、きちっと説明していただくということでございますので、じゃ、そのとき、また報告をお聞きしたいと思います。それで、この質問は終わらさせていただきます。

あとはよかったですね。6月議会のときですね。もう少し言わせていただければ、今回の明許繰り越しがこの補正予算で一番メインなんですよ。ですから、これをもう少しわかりやすい表にしてですね、報告していただければ非常にありがたかったかなと、こういうふうに思います。

以上です。質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） 14番中村です。大方の質問は大体まとめて今、同僚議員のほうがお聞きになったんで。ちょっと一点だけですね、これ、県の支出金の減額が3億2,800万程度で、その中ですね。

（「何ページ」と呼ぶ者あり）

17ページ。17ページのですね、県支出金のところ。で、総務費県補助金、熊本地震復興基金交付金というのが2億9,200万ほど減額されてますが、この復興基金の減額ちゅうのは、この理由ですね、ということなのか。ちょっとこの1点だけちょっとお伺いします。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 14番中村議員の1件目の質問にお答えさせていただきます。

議案第53号中、17ページの県支出金、総務費の補助金のほうの熊本地震復興基金の交付金の2億9,283万円の減額ということです。こちらにつきましては、熊本地震の復興基金の確定のほうですね、10億5,691万7,000円ということで確定をしておりますので、予算額との差額につきまして、2億9,283万円を歳入予算のほうにつきましては減額をさせていただいたということです。

復興基金のほうにつきましては、一番大きいのは、先ほど言いました被災宅地の分とかですね、そういうところが一番大きな事業になるかと思います。いろんな事業をやっておりまして、当然復興基金の場合には、29年度の事業についても、29年度で交付されてないものについて、追加で交付をしてもらったりしておりますので、歳入歳出がなかなか合わないというところがありまして、今回は歳入のほうでですね、確定額に合わせて減額をしているというような状況です。

○議長（稲田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） 予算との差額と言うか、そういうことだということですが、2億9,000万、それはわかりました。これ、今言われたように、被災宅地復旧支援事業とかそういうやつに使うやつですね。この辺の事業が、この被災宅地事業補助金のほうが1億2,000万減額されているということで、総額からすればですね、1億2,000万というのは、ちょっと余りたいした金額

ではないかもしれませんが、この辺のほうが、住民の方々にこういう事業があるんだ、ほかの事業もそうですけど、そういう住民サービスじゃないけども、この国の被災宅地支援事業みたいないろんな補助金があるんですが、こん中にも、共同墓地復旧支援補助金なんかも、これなんか、あんまり利用されていないようですけども、この辺の周知徹底がですね、こういうのがあるんだという徹底がちゃんとできとったのかどうかというのがですね、ちょっと問題と言うか、これでも減額して、こういう事業はもうこれで終わりじゃないのか、また続けていくのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 増田復旧事業課長。

○復旧事業課長（増田充浩君） 14番中村議員の2回目の御質問にお答えいたします。

ただいま被災宅地関係の基金事業をどうするのかということでございますけども、今後も、今年度も当然引き続きまして、来年度以降も今のところとしては、継続する予定でございます。

ただ、今お話がありましたように、今後、議員さんの御意見踏まえまして、ホームページ、あとは広報等によりまして、広報の皆さんへの周知ですね、これを十分図りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

3番上村幸輝議員。

○3番（上村幸輝君） 1番の上村です。

（「3番」と呼ぶ者あり）

済いません。3番の上村です。専決自体は特に何もありませんけど、内容をですね、1点だけちょっと教えていただきたいと思っております。16ページですね、16款国庫支出金、2項の国庫補助金。この7目の土木費国庫補助金ということでですね、3節のほうで住宅費補助金というのが359万3,000円ついております。で、先ほどの説明の中で、家賃の低廉化というふうにお伺いしたんですけど、恐らく公営住宅の家賃の低廉化に利用されるものかなと思っております。で、東日本の場合は、家賃が一番安い方で、5,600円ぐらいなんですけど、熊本地震の場合は益城町が建ててる災害公営住宅、2万4,000円からとなっております。で、この住宅費補助金、低廉化として使った場合ですね、一概には所得にもよるもので、一概には言えないと思っておりますけど、概略、安い方で幾らぐらいになるのかというのがわかればですね、ちょっと説明をお願いしたいなと思っております。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 河内公営住宅課長。

○公営住宅課長（河内正明君） 公営住宅課長の河内です。3番上村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議案第53号、一般会計補正予算（第5号）中、ページ16ページ、16款2項7目3節住宅補助金についてのお尋ねでございます。議員お尋ねのとおり、この359万3,000円につきましては、災害公営住宅の家賃に対する国からの低廉化の補助金ということで、近傍同士の家賃を想定した場合と実際にうちがいただく家賃との差がございます。これに対して国に一定の補助をいただくとい



う部分での補助金でございます。

お尋ねの災害公営住宅入居の場合の家賃については、幾らぐらいになるのかというお尋ねですが、今現在ですね、入居していただいております住居を例にとりますと、田原の第2団地、田原に一番最初にでき上がった団地ですけども、2LDKで所得区分が1の方、所得区分が1の方で、今現在2万4,500円の家賃と。3LDKが2万7,700円という家賃になっております。今後つくっていく中においてはですね、2LDK、3LDKと、あともう少し狭いですね、2DKというのも今後建設をしていきます。ですから、2DKになった場合には、先ほど申し上げました2LDKの2万4,500円よりも多少、所得区分1の方であれば、もう少し下がっていくと。2万2,000円か2万1,000円か。同じ2LDKでもその広さによって若干食い違いが出てきますけども、概ねそういった金額になるのではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第53号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第5号、平成30年度益城町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第53号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第5号平成30年度益城町一般会計補正予算（第5号）」は原案のとおり承認することに決定しました。

---

#### 追加日程第17 議案第54号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

#### 専決第6号 平成30年度益城町介護保険特別会計補正予算

#### （第3号）

○議長（稲田忠則君） 追加日程第17、議案第54号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第6号平成30年度益城町介護保険特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第54号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、地方自治法179条第1項の規定により専決処分した次の事件について同条第3項の規定により別紙

のとおり報告し、承認を求める。

専決第6号、平成30年度益城町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ45万5,000円を減額し、総額を36億9,691万2,000円とする。歳入歳出予算の補正を行い、専決処分をしております。

内容につきましては、企画財政課長に説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 企画財政課の山内です。議案第54号、専決第6号、平成30年度益城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、説明をさせていただきます。

予算書の1ページをあけていただきたいと思います。

専決第6号です。平成30年度益城町介護保険特別会計補正予算（第3号）で、歳入歳出予算のほうで、歳入歳出それぞれ45万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ36億9,691万2,000円にしております。歳入歳出予算の補正を3月29日付で専決処分をしております。

6ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の歳入になります。

10款繰入金で、1項の一般会計繰入金になっております。5目の低所得者保険料軽減費繰入金で45万5,000円の減額補正をしております。財源としましては、国が2分の1、県と町で4分の1ずつというふうになっております。

国県支出金につきましては、一般会計のほうで受け入れをしまして、事業費の全額を一般会計から繰り出すという形にしております。繰入金の確定額としましては、598万7,000円となっております。

7ページが歳出予算です。

総務費で一般管理費138万7,000円、介護保険低所得者対策事業費補助金138万7,000円の減額をしております。もともとの予算が159万3,000円で、事業費の決定により20万6,000円に決定しましたので、差額のほうを減額をしているというところです。

予備費のほうは93万2,000円の増額としております。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 議案第54号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第54号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第6号、平成30年度益城町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 全員起立です。したがって、議案第54号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第6号平成30年度益城町介護保険特別会計補正予算(第3号)」は原案のとおり承認することに決定しました。

---

追加日程第18 議案第55号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第7号 平成30年度益城町公共下水道特別会計補正予算  
(第5号)

○議長(稲田忠則君) 追加日程第18、議案第55号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第7号平成30年度益城町公共下水道特別会計補正予算(第5号)」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長(西村博則君) 議案第55号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した次の事件について同条第3項の規定により別紙のとおり報告し、承認を求める。

専決第7号、平成30年度益城町公共下水道特別会計補正予算(第5号)は、第1条が歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ1,370万7,000円を追加し、総額を25億2,354万2,000円とする。第2条で繰越明許費の追加を行い、専決処分をしています。

内容につきましては、企画財政課長に説明させますので、よろしく願います。

○議長(稲田忠則君) 山内企画財政課長。

○企画財政課長(山内裕文君) 企画財政課の山内です。議案第55号、専決第7号、平成30年度益城町公共下水道特別会計補正予算(第5号)について説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の補正を上げております。歳入歳出それぞれ1,370万7,000円を追加しまして、歳入歳出それぞれ25億2,354万2,000円としております。

第2条が繰越明許費です。3月29日付で専決処分をしています。

4ページをお願いいたします。

第2表で繰越明許費のほうを載せております。事業費が公共下水道事業で3億5,722万3,000円の繰り越しです。内容としましては、津森地区の環境整備の事業費、それから浸水対策事業などについて繰り越しをしているというところです。

それから、災害復旧関係で下水道施設災害復旧事業4億6,314万2,000円の繰り越しで、設計業務の委託、それから災害復旧工事費のほうを繰り越しをしています。

繰り越しの理由につきましては、入札の不調、不落及び工期の余裕期間制度の活用等により繰り越しをしているというところです。

そして、7ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の歳入になります。

1款使用料です。下水道の使用料の過年度分130万円の増額、それから、分担金負担金関係では、受益者負担金の現年度分と過年度の分、合わせまして1,240万7,000円の増額としております。

8ページからが歳出になります。

事業費で公共下水道費のほうは合併浄化槽の設置の補助金について80万円の減額。施設費のほうでは水洗化の助成金、区域外流入の負担金について120万円の減額。公債費のほうが元金、利子合わせまして、2,120万円の減額。予備費のほうが3,690万7,000円を増額をしております。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 議案第55号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

12番宮崎金次議員。

○12番（宮崎金次君） 12番宮崎でございます。私は議案第55号の専決第7号、平成30年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第5号）の中で、4ページ、第2表の繰越明許費について、今回、先ほど説明がありましたように、公共下水道の事業3億5,722万3,000円と下水道施設災害復旧事業4億6,314万2,000円、これについて概要、こういう理由でという話があったんですけども、もう少し具体的にですね、どのような理由で繰り越されたのか。この事業は今後どのように進められていくのか。このあたりがわかる範囲で具体的に教えていただければありがたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 荒木下水道課課長。

○下水道課長（荒木栄一君） 下水道課長の荒木です。12番宮崎議員の御質問にお答えします。

議案第55号、専決第7号、平成30年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第5号）、4ページの繰越明許費についての内容についての質問についてお答えさせていただきます。

第2表繰越明許費です。1款事業費1項公共下水道費、事業名公共下水道事業費ですが、まず委託料の益城町浄化センター長寿命化改築更新工事委託3,390万円につきましては、補助金の増額による工程の変更による繰り越しになります。

次に、浸水対策測量設計業務委託料5,100万につきましては、ポンプ場建設に伴う都市計画決定業務委託になります。こちらはですね、関係機関、県との協議に時間を要していることと補助金の増額による未契約繰り越しになります。

また、環境実施設計委託料5,600万につきましては、熊本高森線四車線化に伴う污水管測量設計業務委託及び木山区画整理地内污水管測量設計業務委託になります。こちらは、熊本高森線四車線拡幅及び木山区画整理との関係機関との協議に伴い繰り越しになります。

次に、浸水対策工事4,500万円につきましては、河川管理者との協議に時間を要していることと補助金の増額による未契約繰り越しとなります。現在、安永福富地区浸水対策工事フラットゲートのですね、発注の準備をいたしております。通常、管渠築造工事1億7,132万3,000円につきましては、上陳地区及び益城台地西区区画整理内の下水道整備工事になります。

主な繰り越し理由は、請負業者不足による入札の不調及び工期の余裕期間制度の活用により、年度内での適正工期が確保できないためでございます。上陳地区につきましては、既に3件の工事は竣工しております。今後ですね、マンホールポンプ設置工事、舗装工事を発注予定でございます。西区区画整理地区も既に推進工事に着手し、9月末には竣工予定です。

以上ですね、こちらのほうが合計の3億5,722万3,000円の繰り越しでございます。

次に、4款災害復旧費1項その他公共施設災害復旧費、下水道施設災害復旧事業でございますが、委託料の設計業務費委託料が699万9,000円。宮園都市下水道の四車線化との協議に伴い繰り越しをいたしております。災害復旧工事請負費、工事費がですね、4億5,614万3,000円につきましては、二度入札を行いました。落札者がなく不調となり、繰り越しとなりました。内訳は契約繰り越しが16件、未契約繰り越しは2件、計18件でございます。

今年度に全て完了予定でございます。

以上、合計の4億6,314万2,000円が繰り越しとなりました。よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 懇切な答弁ありがとうございました。よくわかりました。ただ、我々はその細かい資料がないもんですからね、ちょっとわかりづらいところもあつたんですが、大体そういう内容的なやつだということは理解できました。

最後にですね、もう一つ、これから町は梅雨の時期を迎えます。この梅雨の時期を迎えるに当たって、特にこの繰り越し関係の工事、事業関係ですね、ちょっと心配だなというのがあったら教えてください。なかったら結構でございます。

以上、最後の質問にします。

○議長（稲田忠則君） 荒木下水道課長。

○下水道課長（荒木栄一君） 12番宮崎議員の2回目の御質問にお答えいたします。

繰り越した中で、内水対策工事のほうは都市計画審議会を得ましてですね、場所の選定をして、県のほうからも早急に着手してくれという要望出ておりますので、また、計画あたりが決まりましたらですね、議会のほうに報告させていただきます。

それと、雨期を前にしましてですね、もう梅雨がすぐそばに来ております。安永の内井手地区は都市建設課、福富の本村地区は復旧事業課、影入道地区が下水道課で対応しております。現在、ポンプをですね、5台ほど設置しておりますけども、今回また大型の口径200ミリの水中ポンプを各2カ所設置しましてですね、今回の梅雨を乗り切っていこうと思っております。御協力よろしく願いします。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第55号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第7号、平成30年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第5号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第55号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第7号平成30年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第5号）」は原案のとおり承認することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。2時55分から再開いたします。

---

休憩 午後2時43分

再開 午後2時53分

---

○議長（稲田忠則君） 少し早目ですが、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

追加日程第19 議案第56号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第8号 平成30年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（稲田忠則君） 追加日程第19、議案第56号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第8号平成30年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第56号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分しました次の事件につきまして、同条第3項の規定により別紙のとおり報告し、承認を求めるものです。

専決第8号、平成30年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ369万6,000円を減額し、総額を8,428万6,000円とするもので、歳入歳出予算の補正を行い、専決処分をしています。

内容につきましては、企画財政課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 企画財政課の山内です。議案第56号、専決第8号、平成30年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で歳入歳出予算の補正を上げております。歳入歳出それぞれ369万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ8,428万6,000円としております。3月29日で専決処分をしているところです。

6 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正の歳入になります。

2 款分担金及び負担金です。分担金で受益者分担金の現年度分124万5,000円の増額。それから、県支出金で農業集落排水施設整備事業補助金300万円の減額をしておりますが、処理場の機能診断調査の事業をする予定にしておりましたけども、国の予算がつかなかったということで、全額減額をしてあります。

6 款には、一般会計からの繰入金金を200万円の減額。雑入で5万9,000円の増額をしております。

8 ページをお願いいたします。

歳出です。事業費の施設費で350万円の増額で、処理場機能診断調査費業務委託料350万円で、先ほどの県支出金で減額した内容となります。予備費のほうは19万6,000円の減額をしております。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 議案第56号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第56号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第8号、平成30年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第56号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第8号平成30年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」は原案のとおり承認することに決定しました。

---

追加日程第20 議案第57号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第9号 益城町税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（稲田忠則君） 追加日程第20、議案第57号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第9号益城町税条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第57号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専

決第9号、益城町税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は、地方税法等の改正に伴い、益城町税条例の関連規定を整備する必要がありますことから、益城町税条例等の一部を改正する条例を平成31年3月31日付で専決処分を行いましたので、地方自治法の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものです。

主な改正内容は、個人町民税では、ふるさと納税制度の見直しにより、指定制度の導入や特例控除の措置対象となる寄附金を特例控除対象寄附金とすること。また、消費税率10%が適用される住宅取得等につきまして、住宅借入金等特別税額控除の控除期間を3年延長し、現行の10年間から13年間とすること。軽自動車税では、軽自動車税の環境性能割の創設、現行の軽自動車税を種別割へ名称変更、環境インセンティブを強化するため、環境性能割の税率の適用区分の見直しなどを行うものです。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 議案第57号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

11番野田祐士議員。

○11番（野田祐士君） 11番野田です。条例の中身についてお尋ねというよりもですね、この改正後、改正前で比較表があるんですけども、例えば、16ページになるんですかね、この番号でいくと。15ページまでは……。16ページに改正後ということであるんですけども、ちょっと細かいことなんですけれども、条例ということで、例えば、第7条の3の2の部分で、平成22年度から平成45年度までの各年度の個人の云々というふうになってますけれども、これは今後この条例を用いていくということなんでしょうけれども、この平成45年度というのは、今後読みかえることを何か注釈でつける予定があるんでしょうか。それとも、このままされていく。全体的な話にはなるかもしれませんが、この条例に関しては、令和というふうに元号が変わりましたものですから、今後どのような対応をしていかれるのかをですね、ちょっとお尋ねしておきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 中桐総務課長。

○総務課長（中桐智昭君） 総務課長の中桐でございます。11番野田議員の御質問のほうにお答えしたいと思います。

今、令和のほうに、5月1日付でなったのでということで、平成45年という、そのままどうなるのかというような形だと思います。

専決的には、3月31日ですので、まだ令和がしてませんので、平成という形になります。これは当然、読みかえ規程は設けません。国の通達からも、そのまま平成は読みとして令和ということで読んで構わないという形で来ておりますので、そういう形でとらせていただきたいというふうに思います。

○議長（稲田忠則君） いいですか。

○11番（野田祐士君） 令和にしないということですね。

○総務課長（中桐智昭君） そう、そうです。はい。

○11番（野田祐士君） わかりました。



○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第57号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第9号、益城町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第57号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第9号益城町税条例等の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり承認することに決定しました。

---

#### 追加日程第21 議案第58号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

#### 専決第10号 益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（稲田忠則君） 追加日程第21、議案第58号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第10号益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第58号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第10号、益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は、地方税法施行令の改正に伴い、益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を平成31年3月31日付で専決処分を行いましたので、地方自治法の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものです。

今回の改正の内容は、国民健康保険税の基礎課税額分賦課限度額を58万円から61万円に引き上げるとともに、所得の低い世帯に対しては、軽減措置の拡大をするものです。軽減措置の内容は、軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきまして、被保険者の数に乗すべき金額を5割軽減においては、27万5,000円から28万円に、2割軽減においては、50万円から51万円に引き上げ、軽減の適用範囲を拡大するものです。御審議のほどよろしく願います。

○議長（稲田忠則君） 議案第58号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

8番甲斐康之議員。

○8番（甲斐康之君） 8番甲斐康之でございます。議案第58号、専決第10号、益城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論を行います。

今回の改正は、課税額第2条2項ただし書き中、当該合算額が58万円を超える場合においては、基準課税額は58万円とする。これを合算額が61万円を超える場合には、基準課税額を61万円に引き上げるものであります。

私が議員1期目のときに、平成23年3月に基準課税額が50万円から51万円に引き上げられました。8年前に比べると、10万円も限度額が引き上がることとなります。私どもが1月に町民の皆さんにアンケートを行いました。国保税が高いと回答された方が回答者の6割以上もおられ、引き上げを望む声もたくさんございます。国保税について、町民の皆さんの重税感は耐え難い水準にあります。課税限度額は、法定の限度額の範囲内で、市町村が独自に設定できることなどから、負担軽減にこそ取り組むべきであります。今でも国保税が払わない方がいるという認識が広がって、全国の知事会や市長会から国に国庫負担分の増額が要望されている状況であります。このような背景から、負担額軽減を求め、限度額の引き上げに反対をいたします。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。ほかに討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで討論を終わります。

これから、議案第58号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第10号益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立多数です。したがって、議案第58号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第10号益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり承認することに決定しました。

---

#### 追加日程第22 議案第59号 公有財産の取得について

○議長（稲田忠則君） 追加日程第22、議案第59号「公有財産の取得について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第59号、公有財産の取得につきまして御説明申し上げます。

この議案は、災害公営住宅建設に係る財産取得で、福田校区の田中地区に建設予定の木造平屋

建てニコイチ住宅になります。戸数の関係で、1棟はサンコイチ住宅となります。別紙参考図のとおり、旧第5保育所の西側、既に入居を終えている災害公営住宅畑中団地の東側に隣接し、約6,050平米の敷地に21戸の建設を計画しており、今年度中の完成を予定しております。取得予定価格は、5億1,164万9,370円で、建物本体のほか、設計費、造成費、外構費などを全て含んだ金額となります。

取得の相手方は、基本協定を締結しましたウエダホームグループの構成員の中で、宅地建物取引業の資格を有する熊本市南区城南町舞原195番地22号、株式会社エバーランドです。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 議案第59号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これから、追加日程第22、議案第59号、公有財産の取得についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第59号「公有財産の取得について」は原案のとおり可決されました。

---

### 追加日程第23 議案第60号 公有財産の取得について

○議長（稲田忠則君） 追加日程第23、議案第60号「公有財産の取得について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第60号、公有財産の取得につきまして御説明申し上げます。

この議案は、災害公営住宅建設に係る財産取得で、飯野校区の中砥川地区に建設予定の木造平屋建てニコイチ住宅になります。戸数の関係で、1棟は戸建てとなります。別紙参考図のとおり、益城町公民館飯野分館及び既に入居を終えている災害公営住宅、砥川第1団地の南側に位置し、約1,600平米の敷地に7戸の建設を計画しており、今年度中の完成を予定しております。

取得予定価格は、1億5,528万2,628円で、建物本体のほか、設計費、造成費、外構費などを全て含んだ金額となります。

取得の相手方は、基本協定を締結しました三善建設グループの構成員の中で、宅地建物取引業の資格を有する熊本市南区城南町舞原195番地22号、株式会社エバーランドです。御審議のほど

よろしくお願いたします。

○議長（稲田忠則君） 議案第60号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番野田祐士議員。

○11番（野田祐士君） 11番野田です。議案第60号の件なんですけども、1億5,528万2,000円、7戸ということで、1戸は単独でやるということで、全体的にちょっと教えてほしいんですけども、先ほどの分はですね、5億1,100万で21戸で、戸当たり2,400万ぐらいなんですよね。今度は1戸当たり、1戸というのが別にあっても、2億2,000万と。逆に上がるみたいなんですけど、安くなってるとはなんですけども、土地の代金とか、その辺で変わってるのかどうかをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 河内公営住宅課長。

○公営住宅課長（河内正明君） 公営住宅課長の河内です。11番野田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

先ほどの議案第59号とも関連をするかと思えます。議員御指摘のとおり、議案第59号につきましては、21戸で、戸当たりで、2,436万円ほどになります。議案第60号につきましては、7戸で、戸当たり単価で行きますと、2,218万円ほどの単価になります。この違いはということでのお尋ねなんですけども、田中地区の場合には、敷地面積が6,000平米ほどございます。その関係で開発許可をとる際に、調整池等の整備が必要になってくると。敷地造成もですね、切り盛り当たりでですね、現場条件で変わってきますので、その辺の関係でですね、住宅建物本体価格ということではなく、それ以外の部分の造成費関係での差が出てきているということになります。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。よかですか。

ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これから、追加日程第23、議案第60号、公有財産の取得についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第60号「公有財産の取得について」は原案のとおり可決されました。

---

追加日程第24 議案第61号 監査委員の選任同意について

○議長（稲田忠則君） 追加日程第24、議案第61号「監査委員の選任同意について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、14番中村健二議員の退席を求めます。

（中村議員退席）

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第61号、益城町監査委員の選任同意につきまして御説明を申し上げます。

本議案は、地方自治法第196条の規定により、議員のうちから選出する監査委員としまして、中村健二議員を提案するものでございます。中村健二議員につきましては、議員のうちから選出する監査委員として最適者と思ひ、今回提案するものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これから、追加日程第24、議案第61号、監査委員の選任同意についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第61号「監査委員の選任同意について」は同意することに決定しました。

14番中村健二議員の入場を許します。

（中村議員入場）

---

#### 追加日程第25 議員派遣の件

○議長（稲田忠則君） 追加日程第25、「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣についてはお手元に配付しておりますとおり派遣することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。したがって、「議員派遣の件」については、お手元に配付しておりますとおり、派遣することに決定しました。

---

#### 追加日程第26 閉会中の継続調査の件

○議長（稲田忠則君） 追加日程第26、「閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第70条の規定により、別紙継続調査一覧表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査することに決定しました。

以上をもちまして、本臨時会の案件は全て議了されました。

御協力いただき、まことにありがとうございました。

令和元年第2回益城町議会臨時会を閉会いたします。

---

閉会 午後3時21分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

益城町議会議長

臨時議長

署名議員

署名議員